

〔論文〕

続・近代における世帯創設の条件について — 「非相続者」の世帯創設を手がかりに —

黒 崎 八 洲 次 良*

— 目 次 —

はじめに

1. 集落の分類について
2. 家の祭祀、とくに先祖について
3. 北海道内陸農村における近隣諸互助関係およびそれらの諸契機

まとめ

あとがき

はじめに

長野県木曾郡檜川村平澤の諸世帯の明治9年（1876）の名字別構成と平成元年（1994）のそれを比較して、黒崎が「新しい家のでき方」について述べたことを、いくらか補足すると次のようになる。まず、明治後期から大正期には、多くの人々がいろいろな契機で、オヤカタ（親方）を持つことがあった。しかし、それぞれが親方＝本家（主家）になりにくいのであり、と同時にある人々が子方（子分）を持つことがあっても、それが子方＝別家（分家）になりにくい事情にあった。そして、人によっては、複数の親方を持つことが可能になった。たとえば、仕事を教えてもらった師匠・職人の親方、仕事を提供したオヤ＝問屋、いろいろな面で身元「保証」してくれたオヤ、「わらじを脱いだ」オヤあるいは身元引受人、

* Yasujiro KUROSAKI 元 社会学部教授（応用社会学科）

借家や借地をさせてくれた大家および地主、さらには婚姻のさいの「ハネ親」、などである。

このように、家志向の強い新しい世帯の創設が、「(新しい世帯の)世帯主が生まれた」世帯(実家)に必ずしも全面的に頼らなくても可能になってきた。いわゆる「自前の分家」である。明治前期とそれ以前には、経営規模が大きい家でなければ、新屋(分家)創設が困難であった。そして、本家はその経営の必要に応じて末家(分家・別家)を創設した。それゆえ新しい家はその創設の根拠になった家を本家とした。しかし、明治後期―大正期には、本家は経営の必要がなくても分家(新宅)を創設することができるようになる。そこで、本家の意味も変わってくる。明治民法が戸主に分家創設の権限を与え、戸主は分家を戸主の家族にのみ認めることになった。こうなると、分家は親族分家に限定されるようになる。しかし、明治民法は分家の形式および内容を規定するものではなかった。それゆえ、創設の際の分与財産が乏しく、その後の庇護も不十分な分家(世帯)が多く成立した。主な事例が小農の分家である。それらにとって、本家は、せいぜい「分家の初代が生まれて育った」家を意味するようになった(有賀、1965)。

敗戦後の今日はどうかであったか。まず、雇用の拡大と学歴の上昇によって、多くの人々が職業を持ち、それぞれの勤務先が企業・官庁・団体などの事業所である。まず、学校がある。それらは、基礎教養とともに各種の専門教養を提供すると同時に、その他の各種の公共機関とともに卒業者や資格取得者に職業選択の機会を与え、斡旋する。しかし、学校はとうていオヤカタではありえない。就職すれば、事業所内外の福祉を享受することになるが、事業所もオヤカタではありえない。たとえば、住居を用意するにも、公営住宅の利用、不動産業者の斡旋や仲介などによることができる。住宅を所有するために、各種の共済事業・制度資金・銀行ローンなどを利用することができる。しかし、それらの諸機関と新しい世帯の間にはオヤカタ・コカタ関係が成立しがたい。そこで、今日、新しい世帯を創設するために、出自を除けば、場合によっては、母体となる既存の世帯(家)を必要としなくなるほどである(黒崎、1991、29―33頁)。

明治後期以降の新しい分家(世帯)にはさまざまな形態がある。一方には本家の手厚い庇護の下に、十分な分与財産をもつ分家があった。分与財産が十分でない場合であっても、それぞれの子弟に、旧制の中等学校以上の学歴を用意させる

ことが珍しくなかった。さて、旧制中等学校には旧制の中学校、高等女学校、各種実業学校、師範学校などがあったが、これらから旧制の中学校と高等女学校の進学率を取り上げてみる。それらは、大正14（1925）年の旧制中学校および旧制高等女学校の在学者は同年代の人口の8.35%であり、昭和10（1935）年のそれはようやく11.53%であった（文部省、東洋経済新報社、昭和55）。なお、進学率は地域によって、例えば、東京都葛飾区のある尋常小学校において、同学年の卒業生の三分之一が旧制の中学校、高等女学校、各種の実業学校などへ進学し、三分の一は高等小学校へ、残りの三分の一は「就職」あるいは「家事見習い」に進んだという。他方、北海道茅部郡のある尋常高等小学校では、数年に一名ないし二名が函館市の師範学校および実業学校へ進学し、大部分は家業（漁業）および家事見習いへと進んだ、という。

このように進学率は地域によって相当な差異があったが、いずれにせよ、学歴による機会・契機は希少な価値をもっていた。とくに、子弟が族（血）縁、地縁などのほかに、社会関係を結ぶ有力な契機として、北原龍二のいう「学縁」（中野、北原、2004）を利用できたからである。そして、産業化、とくに官僚制化の展開の中での事業所（職場）においての「職縁」は「学縁」に深く関連する。周知のように、相当数の人々が「学縁」を通じて職業に就いて「ホワイト・カラー」層へ参入した。なお、進学して彼らが備えた学歴が、分与財産といえるかどうかは検討の余地がある。しかし、相当な家産をもつ家にとって、その家の存続・維持の手段として、子弟、とくにアトトリ以外の子弟を進学させることは、家産分割を最小限に止める意味で、合理的な手段とみなされていたのではないか。さらに、近代の産業化および官僚制化の展開のもとで、学歴による機会は、子弟が世帯（分家）を営む際に、在村しても村外に転出しても、彼らの生活を有利に展開させることの大きな要因になったことであろう。

他方に、ほとんど自力で創設した世帯（分家）があった。そのような場合、本家？そのものが、家としての十分な形式・内容をもつものではなかったし、本家のアトトリが承継する財は、家産の名に値するほどのものではなかった。本家？（両親）といっても、それが子弟（分家の初代）に与えるものは「イノチ（生命）」だけのことも少なくなかったであろう。例えば、義務教育の過程で他家へ「くちべらし」のための「子守り」奉公に出され、義務教育終了後に生家をはなれて、

丁稚あるいは徒弟として、商家あるいは職人の家で年季明けまで奉公することなどは珍しいことではなかった。そして、主家が、稀には生家にかわって、彼を別家（奉公人分家）として取り立てられることもありえた。

具体的にはこの両極の間に、さまざまな形態の分家（世帯）があって、それぞれの形態は相互に影響しあって、その地域と時々の「分家のあり方」が規定された。

しかし、法制度、特に民法の普及と義務教育をはじめとする各種の教育機会や情報の浸透によって、オヤの意味も変わってくる。そして、法的には「生みのオヤ」が「育てのオヤ」よりも優位に立つようになった。例えば、職人のオヤカタが、徒弟に対して、「お前のオヤはイノチをくれただけだが、おれはお前の手に職を付けてやって、お前が一生食べてゆけるようにしてやるのだ。だからおれのほうがお前のオヤより偉いのだ」といわれても、年季明けが近い徒弟の中にはこのコトバを素直に受け入れないものが出てくる。そして、いろいろなオヤ・コ関係系を「生みのオヤ・コ関係」の「擬制」とであるという解釈も広まってくる。いずれにせよ、オヤはオヤであるが、はたして生みのオヤか育てのオヤか、いずれとするかになる。

このような事情のもとで、非相続者、とくに「イノチ（生命）」を与えられただけのものが創設した世帯にとって、本家はいったいどのような意味をもつのか。新しく成立した家志向をもつ世帯が、それぞれどのようなidentityをもったのか。それぞれは、いかに形成され、維持され、展開したのであるか。これを明らかにすることが黒崎の最近の一貫した主題である（黒崎、2000、2002、2003、2005、2006）。

以上の問題へ接近するために、まず、それぞれの家および世帯が行動する場として、集落とり上げる。ついで、世帯とイエを区別する重要な祭儀、とくに先祖およびその祭祀に言及する。さらに、非相続者が世帯を創設する際のもっとも苛酷な環境の事例の一つとして、明治後期から開発された北海道内陸農村を取り上げることにする。なぜなら、北海道内陸農村が非相続者の世帯創設に及ぼす影響は、急激な人口集中を示す大都市、海外の旧植民地、その他などにおいての非相続者の世帯を取り巻く環境に類似するとみるからである。

1. 集落の分類について

私たちは、集落を次のように分類したことがある。まず、集落の構成単位を家および世帯として、それぞれを両極に位置づける。他方、集落の組織原理をムラおよび行政区として両極に位置づける。ここで、ムラとは構成単位が相互に全面的な互助関係を結ぶ集落組織をいう。さらに両者を直交させる。すなわち、それぞれが相互転換の可能性を持つとした（黒崎、1997）。詳細は拙稿を参照していただくことにして、当面必要なことに限定し、いくつかの補足をしておく（図 1）。

まず、構成単位を家とし、組織原理をムラとするⅠ象限に属する集落がある。この典型的な事例は、有賀喜左衛門が報告したオオヤ・斉藤家を本家とする同族団＝集落である南部二戸郡石神村である（有賀、1939、1967）。さらに、有賀が「同族団研究の資料」としてあげた諸事例もこれに属する（有賀、1943、1966A）。これらの集落は、形式と内容において家といえるものは中心的な成員だけで、他の多くは世帯であり、そのほかにある程度の家志向と内容を備えた少数の世帯を含む。

次に、構成単位が家であり、組織原理が行政区というのがⅡ象限となる。行政区とは、近世・近代の公権力が設けたもので、行政区は多くの集落と相互規定の関係にあった。近世の多くの行政村（藩制村）である農業集落や近代の部落である農業集落がそれであり、さらに鈴木栄太郎が『日本農村社会学原理』で取り上げた集落は主としてここに属する。そこでは「一軒前」あるいは「一戸」という家がおもな構成単位である。

第三に、構成単位が世帯、組織原理が行政区というのがⅢ象限である。これは近世においても成立後年月の浅い新田村の一部、近代においての鉄道開通による駅前集落、役場・学校その他の公共施設および各種の比較的規模が大きい事業所の設置などに伴い形成された市街集落、後述する戦後開拓集落などがある。

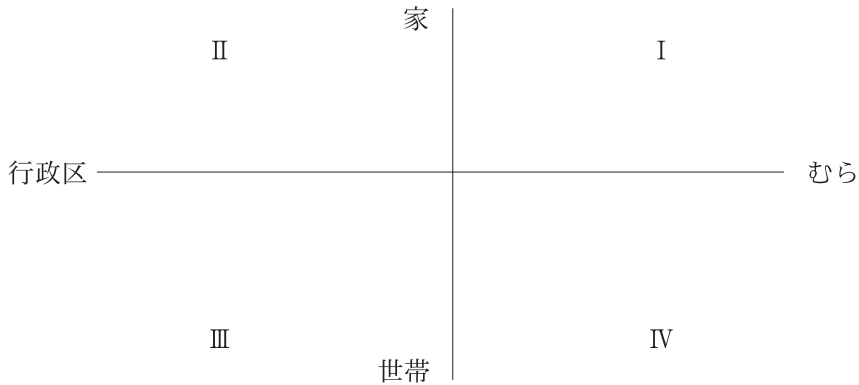


図1 集落の類型

これらのなかに、成立後の年月の浅く、それぞれを構成する諸世帯が周辺の複数の集落の出身であり、「寄り集まり」で「まとまりが悪く」、行政町村での近年の公職選挙には「草刈場」とみなされるものもあったが、それぞれは周辺の諸集落と物理的、社会的に近接している。さらに、世帯創設時の各世帯は、出身集落の諸家と族縁その他を契機として互助関係を結び、それを維持していることも少なくなかったようである。

他方、戦後開拓集落の多くは周辺集落と物理的に近接していたとしても、集落を単位とする諸関係の成立後の年月が浅く、諸関係が脆弱で不安定でありやすい。さらに、構成する各世帯は出身集落が異なることが多く、また同一集落の出身であるとしても、出身集落との物理的距離が大きくて十分な互助関係を維持することが極めて困難な事例もある。そのような場合、「民族の大移動」といわれるほどの事象からも疎外されやすい。すなわち、当該世帯は、府県の大都市居住のいくらかの世帯が「田舎（いなか）」をもち、盆や正月に故郷＝田舎（出身地と出身世帯＝親の家）を訪問するなどして旧交をあらためるのに対して、それに類似した行動を選択しにくい事情にある。

第四に、構成単位が世帯であり、組織原理がムラというIV象限に属する集落がある。敗戦後、戦災者、海外引揚げ、復員者などの緊急入植による開拓集落のなかに、いわゆる「全面共同」組織の農場形態を採る集落があった。これらは成立当初においてはIV象限に属する集落であろう。それらとは異なるが、文化として

ある程度存続してきた集落構造を示すものがある。それらは、少なくとも、近世前後から今日にいたるある時期に見られたのである。たとえば、志摩漁村、末子相続制が見られた天草地方の村落、広島県御調郡の村落、京都府網野町の村落、佐渡東浜の村落などは、いずれも家観念が希薄であり、年齢階梯制が卓越する集落である。それらは、Ⅳ象限の領域に属するか、あるいは属したという「歴史」をもつようである。

なお、後述する北海道の戦間期から高度成長期における多くの農事実行組合＝行政部落をおもな枠組みとする集落は、Ⅲ象限に属する（田畑、1986）。それぞれの集落を構成する成員（世帯）の多くは、特定集落に定住して長くても、高度成長期にいたって、なお、三代から四、五代を重ねたに過ぎないのである。

2. 家の祭祀、とくに先祖について

森岡清美は、先祖の語義は単純ではないといい、事実として存在した先祖、伝承のないし擬制的先祖、近代日本の家族国家観と表裏する抽象的なイデオロギー的先祖などの三つのカテゴリーが区別されとする（森岡、1984、144頁）。そして、さらに「死者は必ずしも先祖ではない。死者でも最終年忌を終えたものが先祖であって、・・・故人を直接に経験した世代が健在の間はホトケであるが、直接経験世代が世を去り、間接経験しかない世代に移った頃先祖になるのである」という（森岡、前掲、145頁）。北海道農業集落の多くの農家（世帯）は、同一集落で四代以上を経過することがまれであった。それゆえ、森岡説に準拠すれば、それらの農家の多くが現地においてホトケを持つことはあるが、事実上の先祖を持ちえないことになる。

さらに、森岡は「従来の家の研究といえば、何らかの恒産に基づいて家業的生産に携わるという意味での、「常民」の家の研究がほとんどすべてであった。家は世代を超えた連続性を予想させるので、そうした連続性が期待できない階層、すなわち直接生産労働に携わっていても恒産も一定の収入もない階層、とりわけ都市下層のいわゆる細民については、所帯、世帯の調査はあっても家の研究がなかったのは怪しむにたりない。」という（森岡、2002、6頁）。

有賀喜左衛門は、家計、労働組織、家の守護神と先祖の祭祀などにおいて、一

つの家として存在する限り、いかなる形態をとっても、一つの家である、という(有賀、1971B、98-99頁、116頁)。有賀のこの家の概念は、それぞれの世帯が家形成を志向するための最小限の条件を示すが、十分な条件を意味することにはならない。まず、連続性への志向を読み取ることができても、その期待は曖昧でしかない。さらに、森岡のいう恒産と一定の収入が保障されているかどうかも明らかではない。さらに、家の守護神を祭祀することができても、事実上の先祖を祭祀することが極めて困難である。なぜなら、「死者は必ずしも先祖ではない。死者でも最終年忌を終えたものが先祖であって、…」(森岡、再掲、145頁)であるから。したがって、特定の家が、事実上の先祖を持つことは容易なことではない。なぜなら、事実上の先祖の祭祀のために、その農家世帯の生活が、定住集落において、少なくとも三世代から四世代を経験する必要があるから。

繰り返すが、明治後期以降、北海道の各地に形成された農業集落の多くは、組織原理が行政区、構成単位が世帯というⅢ象限に属する。それらの世帯には、府県村落から挙家離村して北海道の各地へ入植したものが多かった(黒崎、1968)。それゆえ、各世帯は既存の生活組織を解体して移住地で生活組織を再編せざるをえなかった。そして、それが新たな環境の下でなされたから、すぐさま、定住ということにはなにくかった。それぞれが、適地を求めて、地域間、町村間、集落間および集落内の移動を重ねて、ようやく定住したとの事例もまれではなかった。北海道内陸では農家一戸分の区画が5haから10haという事例が少なくない。もっとも近い隣家までの距離が100～200m以上のこともまれではない。集落内の移動は、ある農家とその配分された区画内で住宅適地を求めて試行錯誤することを含む。それは、落合恵美子が18世紀から19世紀にわたる日本農村において検証した命題のうち、「命題5 家は土地への定着性をもつ」「命題7 家と村とは過剰人口のプールである」など(落合、2004)が、ほとんど妥当しない状況であった。すなわち、そこでは多くの世帯が家形成の志向をもっていたとしても、家への確立は未だしであった。

世帯の生活組織が再編される過程で、家形成を志向する多くの世帯は家の守護神の祭祀を営むが、やがて、その祭祀が死者＝ホトケを含むことになる。さて、先祖はどうか。事実上の先祖として、府県での先祖を祭祀するかどうか。十分な検討を経ていないが、管見によれば、新たな定住地での家長夫婦を初代とし、そ

れに続く世代の家長夫婦のホトケを、有賀のいう「現実の先祖」とし、府県での先祖を「出自の先祖」としていた。しかし、前者はともかく、後者については所在集落および近隣の農家（世帯）相互での社会的承認がなされえなかったようである（黒崎、1973）。

さらに、米村千代の言う継承財である（米村、1999、65頁）。その一部は森岡のいう恒産であるが、それぞれの家の権利、地位、威信、身分などにかかわる財である。家を志向する過程の、不安定な世帯においては、自他ともに承認する財を保持して、それを維持することは容易なことではなかった。各世帯が、定住した集落において家として成立し、確立する過程において、事実上の先祖の祭祀を営むに至るのと並行して、ようやく継承財を保持し維持し始めることになったのであろう。府県村落では、そのような世帯は、家として成立・確立する前段階においては、有力家を本家に頼み、その庇護を受け奉仕に勤めること、すなわち、同族団に組み込まれて本家の先祖祭祀に参加する。そこで本家の先祖が、有賀がいう分（末）家の「出自の先祖」になる。そして自立を進め一戸前の家として社会的に承認されて、自らの事実上の先祖（有賀がいう「現実の先祖」）を祭祀することになるが、それ以後も、多くの場合、同族団の構成単位として本家の先祖（出自の先祖）祭祀へも参加したのであった。

さて、先祖祭祀の機能を以下のように見る。この行事は特定の家の構成員にその家の先祖＝家の歴史と対話する機会と場を用意する。図2が示すように、先祖を原点とする。それは、X軸に継承財のうちの所得および資産を示し、Y軸に名誉や地位を示し、XとYが直交するところ、原点に先祖を置く。とすれば、Ⅰ象限は先祖よりも名誉および地位、資産および所得の双方においても優れている領域となる。すなわち、この領域に位置するのであれば、先祖の名を汚さない、先祖に恥じない子孫ということになるであろう。Ⅱの領域は先祖よりも名誉と地位において優れているが、資産や所得において劣っていることになる。さらに、Ⅲの領域は両者ともに先祖に比べて劣っており、Ⅳの領域は先祖に比べて資産や所得においては優れているが、名誉や地位において劣っていることになる。

先祖は家の歴史の象徴である。これを原点として現在の家の位置を確かめることは、各家とそれぞれの構成員が自己同定identityを明らかにすることを促進する。それぞれの自己同定が先祖祭祀のみによって構成されるものでないが、出自

の意味を軽視することはできない。さらに、位置づけは、原点からの方向と距離を示す。その方向はバランスを意味し、距離は努力の傾注のあり方を示唆する。したがって、先祖祭祀は、各世帯や家および個人の行為を内面から支持する機能をもつ。さて、先祖の意味や機能は、各家が定住する集落や地域社会のあり方、そして、近代以降は行政市町村のあり方に関連する。集落を超える地域、たとえば行政町村においての各家の位置づけは、府県税や市町村税の戸数（戸別）割の等級や地租や所得税の賦課額などによって規定された。さらに、近代初期には「みえる」財として、集落外の墓地のあり方なども重要な意味をもった。しかし、近代以降、家や世帯の内実である生活が、相互に「ほどほどに見える、見られる」ものから次第に「見えにくい、ほとんどみられない」ものへと推移してきた。したがって、家や世帯の相互比較の準拠が、具体的なものからより抽象的なものへ、

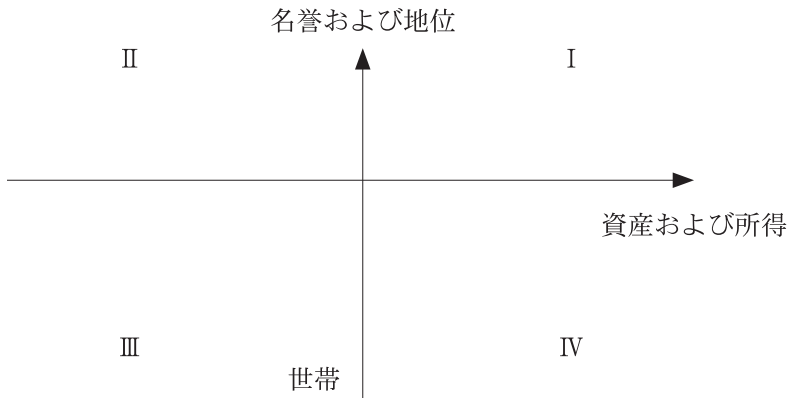


図2 先祖（原点）と各家あるいは世帯の位置

局地主義的なものからより普遍主義的なものへと展開することになるのである（黒崎、1991、6－9頁）。いずれにせよ、「事実上の先祖」を祀ることができる家と、辛うじてホトケを祀る世帯とでは、それぞれの構成員の行為の準拠枠としての機能に大きな差異があったであろう。

3. 北海道内陸農村における近隣諸互助関係およびそれらの諸契機

北海道の農業開発は農家1戸あたりの耕地面積が1900年に2.44ha、1910年に3.

56ha、1919年によく4.36haに達した（加用、1983、18-21頁）。石狩、空知、後志、胆振などの比較的早期の開拓中核地域の1戸分の区画地の多くが5町歩（約5ha）であった。しかし、この区画地に屋敷や採草地などが含まれていたから、1戸当たりの実質的な農耕地は上掲の4.39haに近似しており、開拓中核地域の農業開発が相当に進んでいたことになるであろう。そして、1戸あたりの来住人口も1987～99年を除けば1982～1921年に4.00人未満であった（黒崎、2006）。

さらに、1920年の国勢調査において、北海道は「一家（＝親族世帯）平均員数」が4.8人で全国の4.5人や全国郡部の4.7人よりも多い。しかし、親族世帯の続柄別構成は全国や全国郡部に比べて傍系親族を含む割合が小さく、全国都市のそれに近似する。そして、北海道では子の占める割合が大きく、子の配偶者の占める割合が小さい。すなわち、北海道の親族世帯は、主として世帯主と配偶者および未婚の子からなる、核家族的世帯であったことになる（戸田、1937、黒崎、2006）。

さて、大正後期から昭和戦前期までの北海道内陸農村は、直系三世大家族世帯を形成し、事実上の先祖祭祀を営むには至っていないが、「何らかの恒産に基づいて家業の生産に携わるという意味での、『常民』の家」（森岡、前掲）を形成したきわめて少数の有力な農家があった。たとえば虻田郡留寿都村の〇家である。つぎに十分な家形成に至っていない農家があった。たとえば余市郡大江村のMという世帯である。さらには常に流動する可能性を潜在・顕在させる多くの世帯があった。そして、多くの農業集落は、以上のさまざまな構成単位を含むのであった（黒崎、1973、2006）。

とくに、明治後期の北海道内陸の農業集落は、多くが成立直後であるか、成立後年月が浅いかであった。それらの集落は、中心部の農場監督、「草分け」的な自作農などはともかく、周辺部は、ほとんどが解体・流動・四散する可能性を潜在・顕在させる農家世帯から構成されていたのであり、激しい流入・流出の状態にあった（田畑、1986、第四章）。そのような農家世帯は、前掲の森岡のいう、都市社会の「細民」に酷似する存在であった。それだけに、各世帯は、生活維持のため互助関係および互助組織を結ぶ必要に迫られていたことであろう。それでは、各世帯は、いかなる契機で各種の互助関係を結び、互助組織へ参加して、それぞれの生活組織を再編し整備してきたのか。

それには、さまざまな契機があった。そのいくつかをとりあげてみる。まず、

集落の今日の名称を検討してみる。北海道の各地には小作制農場の創設者に因む名称の集落が相当数ある。たとえば、羊蹄山麓には有島、曾我、近藤（以上、ニセコ町）、加野（真狩村）、黒田（留寿都村）などがあり、後志管内の京極、十勝管内の池田などのように行政町村の名称もある。農場は30haから1500ha以上にもおよぶのであったが、それらの多くは小作制農場であって、それぞれ数戸から150戸以上の小作農をいれていた。小作農は契約によって入場し、農場規則に従って経営を営んでいた。そして、比較的規模の大きい農場では、庇護が厚く、近隣の農場外の普通小作よりも小作料が低廉であって、小作権が成立し、それが売買の対象になるほどであった。なお、小作権の成立はおもに開墾小作の諸条件に伴うものであったようである。

さて、栽培する各種作物は、入植当初から商品作物を主としており、それぞれの価格は国内外の景気変動の影響を受けやすかった。そのうえに農家経営は数年に一度の「冷害」などの不安定な気候条件に悩まされた。それゆえ、それぞれの農家と各農場の経営が、安定した収益を維持することが容易なことではなかった。したがって、農場主は、監督（管理人）を通じて一定数の小作農を確保し、彼らを監督（庇護し指導）せざるを得なかった。

さらに、監督は農場（集落）内外をむすぶ社会的交流の結節機関（change agent）でもあった。それゆえ、小作農にとって、農場が帰属集落であり、近隣の互助組織や関係の有力な準拠となりえた。彼らは監督を通じて農場という「信用」を利用して外部の諸機関、特に仕込み商人との諸関係を結ぶことができた。監督は農場主の使用人であり、多くの場合、農場主の「家」の構成員ではなかったようであるが、単なる使用人ではなく、農場主の家の準構成員とみなされたこともあったようである。そして、小作農は監督を通じて農場主との関係を結ぶのであったが、彼らの中には農場主を「主家」とみなすものもあった、という（黒崎、1968B、米村、前掲、194－195頁参照）。

次に、移住者の当初の友人や知人は、多くの場合、同郷あるいは同県人であった。すなわち、彼らは同じ県、同じ郡などの出身者であった。そして、団体移住も少なくなかった。団体移住のなかには、相当数の〇〇県団体が含まれ、今日の〇〇という集落名のなかには送出県名に因むものが少なくない（「角川日本地名大辞典」編纂委員会、1997）。また、世帯数の減少によって集落が統合し、たと

えば、高知県団体と福島県団体の両者の県名に因み、集落名を高福（こうふく）としたものもある。同一行政村内でも成立の年代の新旧によって、香川と新香川という二つの集落もある。さらに、同県人とその子女を「国衆」（くにしゅう）と呼ぶこともあった。彼らは相互にある程度の文化を共有していたので、移住後なお日が浅い頃は婚姻関係が彼ら、国衆の間で結ばれることが少なくなかった、という（岡本・今井、1962）。とくに、国衆の中に有力戸が生成すると、その世帯を中心に近隣互助関係が展開し、産業組合の前身である部落信用組合が組織されることもあった。したがって、国衆は、定住集落の内外での新しい文化が成立し維持されるまでは、彼らの重要な準拠の一つであった。

第三に、行政と教育である。両者は新しい文化、とくに近代国民社会の文化の公的側面を形成して展開するために重要な役割を演じた。行政は、農業集落を整備し安定させるために、さまざまな施策を講じた。まず、公共機関、公共施設、交通通信機関などの施設および整備である。ここでは、とくに共同墓地、集落の「氏神」および小学校の設置をみておく。というのは、個人が一生を過ごすため、すなわち、子を産み育てるためには小学校が必須であり、あの世へ行くためには墓地が必須の施設であったから。

国（内務省）は共同墓地を、たとえば、虻田郡真狩村の六大字（留寿都村の三大字）のそれぞれに「払い下げ」た。それぞれの共同墓地は役場を通じて大字を構成する集落連合によって管理された。そして、敗戦後から高度成長期にいたるまでの重要な集落機能の一つは葬式の互助であった。北海道でも集落全体が一つの葬式組となるか、あるいは近隣組ごとに葬式組が編成された。ここでは同族団がほとんど形成されていなかったし、親類間の互助もとぼしいので、それぞれの農家世帯にとって葬式組はきわめて重要であった。このように人々があの世へ行くための用意の一つが整備されたのである。

次に「氏神」を取り上げる。単一の集落あるいは集落連合が鎮守や地神、その他などの祭祀を営むのであったが、それぞれの祭祀は参加する世帯相互が集落構成員であることを承認する場であった。なお、羊蹄山麓の諸集落では地神が「氏神」に相当する。地神祭祀は近隣組や集落を構成する諸世帯を単位とする講組を結んだ。地神は天照大神をはじめとする五柱の祭神に因んで五大神と称され、あるいは春秋の彼岸の社日（つちのえの日）に例祭を営むことに因んで社日様など

と称されることもあった。さて、春の例祭は予祝神事であり、秋の例祭は収穫感謝の神事である。神前の供え物には必ず鏡餅があり、式後に講組の構成世帯のすべてに均等に分けられるというが、そこには直会の意味があったのであろう。

前述のように、その祭神は天照大神をはじめとして農耕に深い関係を持つ五柱の神々である。明治－昭和戦前期において内陸の多くの町村では、村社あるいは無格社のせいぜい一社を町村内に設けて、これを行政町村の「総鎮守」としていた。「一集落村社以上一社」には到底及ばず、かろうじて「一行政町村村社以上一社」という現実であった。

ここでとりあげた地神は多くの無願の神祠のなかの一つに過ぎなかった。当初はそれが五角の木柱という簡易なものであったが、開発が進むにつれて、後に、とくに昭和戦前期の農山漁村経済更生運動の過程で、それが木柱から台座の上に神名を刻む石造の五角柱を設けたものに改められたのが少なくない。敗戦後から高度成長期において、それぞれの集落内の各種の無願の神祠が行政町村の「総鎮守」である神社へ合祀されることが少なくなかったが、多くの地神はなお各集落で祭祀されているようである。ともかく、集落（ムラ）が営まれれば、鎮守（守護神）を奉祭する。前述のように、地神の主な祭神は天照大神であり、それがこの国の総鎮守とされる伊勢神宮の主な祭神であったから、集落を構成する農家のすべてが承認できるものであった。そして、入植当初の困難な生活のなかで、無願の地神は適切な氏神・鎮守であったのであろう。

ここで行政区をみておく。行政区自体も当初は地図上に幾何学的に区画したような範域であり、「第〇部」と命名されていたが、次第に、それぞれの内部に生成した近隣組や近隣組連合に応じたものに細分され改編された。前掲の虻田郡真狩村では、村会が1919年に部（落）の改編とともに「第〇部 申合規約」「第〇部 相助法二関スル決議」「第〇部 貯金組合規約」「第〇部 副業二関する決議」などが審議された（留寿都村史編纂委員会、1969、214－222頁）。それぞれは戊申詔書の発布と地方改良運動という「上から」のものであったが、それらによって既に形成されていた慣習あるいは「申し合わせ」などが整備されて、さまざまな出身地からなる構成員にとって受け入れやすい普遍主義的な規範となり、集落運営の準拠として機能した。

さらに、1919年の諸施策に前後して、村農会と産業組合の事業が展開した。農

業一般と産業組合についての情報は、北海道庁→後志支庁→真狩村を經由して村農会の冬季講習を通じて相当数の農家へ伝達された。村農会主催の冬期講習は受講者の出欠をとり、一定以上の出席者に修了書を交付した。そこでの学習を通じて、いくつかの部落信用購買組合が発起人有志によって設けられた。さて、真狩村では自作農を中心として集落を枠組みとする組合と、農場を単位とする組合とがいくつか組織された。それらの多くは、第一次大戦前後の冷害と経済変動において解散を余儀なくされた。しかし、そのなかに経済変動を乗り越えて、昭和戦前期の全村産業組合の母体となった部落信用組合もあった。

村農会と産業組合の事業は、直接、個別の会員および組合員を対象とするものであった。やがて、それらのサービスをほとんどの農家に及ぼすために、農家を組織する農事実行組合が設けられるようになった。当初は農事実行組合が必ずしもすべての集落に置かれたのではなかったし、集落連合のなかの有志からなるものもあった。そしてそれぞれが、紆余曲折を経て昭和戦前期にいたって行政区（部落）＝農事実行組合へと改編された。この集落のあり方が「農事実行組合型村落」（田畑、前掲）といわれ、布施鉄治はこれを北海道農村の原型であり、官主導の体制順応的なものであると観察している（布施、2000）。そして、少なくとも1970年前後まで、多くの農家世帯は農事実行組合と農業協同組合をそれぞれの営農のための重要な団体としていた。

個別農家自体の多くが自己保証の能力に乏しいとされていた。彼らに「信用」を与えて、農村・農業の振興をはかるにはどうしたらよいか。このために個別農家を組織する必要があるというので、産業組合―農事実行組合の組織がはかられたという一面があった。そして、産業組合は主として信用・購買の事業を行う機関であったが、他方では政府、企業その他から農家への融資や補助金導入を斡旋する事業をおこなった。さらに、それは陸軍の馬糧としての燕麦の販売、企業と農家との契約栽培である亜麻、砂糖大根や後のアスパラガスなど、酪農の振興のための生乳の共同販売などの事業を展開させた。同時に産業組合は組合員の連帯保証による「共同借金組合」的性格を持っていた。さらに、農事実行組合は農家世帯の個々を相互に連帯保証する近隣団体でもあった。斉藤仁は1937年現在でも、北海道の産業組合の一般的性格が貯金残高よりも貸付金残高が多い、いわゆる「借金組合」的であった、という（斉藤、1957、298－308頁）。

さて、小学校はどのように推移したか。それはどの世帯にとってもきわめて重要であった。周知のように子弟に義務教育を受けさせることは臣（国）民の三大義務の一つであった。開発当初の集落の近隣に役場がなく、日帰りで役場を利用することが困難な期間においては、市街集落の有志や農場が設置する寺子屋、私立学校、私塾などもあった。しかし、公的・組織的な義務（初等）教育は簡易教育所や尋常小学校の創立をもって始まった。とくに、小学校は1900年前後から天皇・皇后両陛下のご真影と「教育ニ関スル勅語」謄本とを奉戴するようになった。小学校は役場庁舎や行政町村の総鎮守とともに、大日本帝国を象徴する「神聖」な儀式を行う場となり、全国および行政町村の統合機能をも分担した。新年節（四方拝）、紀元節、天長節、（後に明治節を含む四大節）などの祝祭日の国家行事の小学校での式次第は、職員および児童の国歌「君が代」斉唱、天皇陛下と皇后陛下の御影に対し最敬礼、学校長の「教育ニ関スル勅語」奉読、学校長の聖旨誨告、職員および児童の式歌合唱などから構成されていた（北海道庁、1897、p 525-600、北海道庁、1906、1-25頁、山本、今野、1973、24-119頁）。

祝日の儀式には、教職員および児童だけでなく、来賓として村長、警察官、三等郵便局長、役場吏員、出先機関の官公吏、村会議員、集落および集落連合の代表者や有力者などが参列した。主な祝祭日の行事および卒業式などは、一方では学区の諸集落の構成員に国民意識を喚起させるとともに、他方では来賓の席次を通じて、構成員相互の地位・序列、すなわち名誉（威信）を承認させる場でもあった。それゆえ、これらの行事のあり方は、小学校とその通学区の多くの農家の準拠として機能した。

さらに、小学校の年中行事、とくに運動会、学芸会、卒業式などは通学する児童の保護者世帯にとってだけでなく、通学区である集落あるいは集落連合などの重要な行事であった。なお、役場所在の市街集落などから離れた僻地集落の分教場や小学校は児童・生徒数が少なかった。そのような小学校では、通学区の児童の有無にかかわらず全世帯が保護者あるいは準保護者であったことも稀ではなかった。そして、彼らの多くは児童とともに運動会のいくつかの種目へ参加した。すなわち、通学区内の参加可能の全員が運動会を構成したのである。それによって運動会が午前・午後を通じて行われた。このようにして、運動会は集落あるいは集落連合の主な年中行事の一つになった。それゆえ、小学校は、通学区内の諸世

帯とその子女および卒業者などがそれぞれの自己同定の一部を依拠させる機関であった。

北海道の多くの集落では、近隣互助を期待しあう各農家はそれぞれの経営を雑穀の作付けを主とする「雑穀師」、主に原料馬鈴薯を栽培し澱粉を生産する「澱粉師」などと規定していた。なぜ「〇〇師」と名づけたのか。それはそれぞれが自己の経営を極めて投機的であるとみていたからだ、という。そして、近隣の他の農家を「今日だけしかタヨリにならない。明日は部落にいないかもしれない」と規定していた。このような自・他の像（イメージ）を背景として、集落に一定期間居住するというだけで、定期的に異動する教員や職員であっても、集落内の不幸（葬儀）の際に一定額の香典を課せられた。教員などはこのような香典を「義務香典（ぎむこうでん）」と称していた。（黒崎、1968、C）。

集落には先着順という序列があった。それゆえ、早く定住した農家世帯や農場監督の世帯が近隣互助の中心になることが多かった。そして、それらは高い永続可能性を秘めている「家」志向の世帯であったが、それらのほとんどが、農地改革以前には「事実上の先祖」を持つに至っていなかった、とみてよい。なお、移住者の第一世代や第二世代のなかの「成功者」は、出身地（故郷）を訪問し墓参した。そこでの親類や旧知と親交を深めたことが少なくなかった。そして、出身地の先祖に出逢い、これを「出自の先祖」として認識を改めたこともあろう。しかし、集落内の農家相互にとって、先祖は葬儀・法事、墓地・墓石などの儀礼的象徴を媒介にして、ようやく「みえる」ものになったのである。それは、集落および集落連合という場で社会的承認がなされて、はじめて相当な意義（＝信用）を持った、という。

そのような状況において、それぞれの農家が互助関係を結ぶ機縁を概括すれば、次のようになるであろう。まず、一般的には、彼らは相互に、義務教育から兵役を通じて学習し内面化した「臣民（国民）＝日本人」であることを承認していることがある。さらに、細かく見れば、明治後期～大正期には主として農場主（地主）→監督と小作人との契約関係、地主側の指導や信用供与、その他の庇護と小作人側の小作料納入と奉仕のそれぞれがある。そして、構成員の多くまたは一部が、局地主義的文化を共有する国衆である。そして、大正期～昭和期、とくに経済更生期とその後の集落＝行政区＝農事実行組合は農家相互と外部、行政町村や企業

などを結ぶ社会的交流の結節的機関である、と同時に、微弱な力を持つ農家相互の連帯保証のシステムでもあり、相互承認の枠組みでもあった。さらに、集落は小学校の通学区の一部であり、その維持管理の一部をになうものでもある。そして、農家の互助関係を結ぶ諸機縁の中で、集落および集落連合が次第に比重を高めることになっていったのであろう。

なお、明治後期以後の北海道内陸の行政町村の中心市街集落の一角を占める、通称「出面町」（でめんまち）に触れておきたい。そこには「雑業」や日雇などの不定期な雇用によって生計を維持する多くの世帯が居住していた。彼らの多くは都市社会の類似した階層と同じように不安定な生活基盤にたっていた。そして日雇、日給制の常雇および月給制の常勤などの雇用形態の差異を形作るものの強力な要因の一つが、義務教育以上の学歴を機縁とした「学縁」の有無であったことは言うまでもない。

まとめ

継承財といえるほどのものをほとんど相続することなく、いわば、オヤから「イノチ」だけしか相続していないような「細民」が構成する世帯であっても、それぞれが生活組織を編成し、集落（農村）の構成単位になることを可能にするための条件とは、なにであったか。それはまたどのようなものであったか。これまでの仕事を通じて、この課題についての素描を試みたのが本稿である。

明治後期以降の北海道では、地主と小作農とが「一面識ダモナキモノノ、只契約ニ依リテ其業ニ従事スル」ことが可能であった。しかし、「移住民ハ各其原籍ヲ異ニシ、一モ慣習トシテ見ルベキモノナク」とされていた（北海道庁、1937、494－495頁）。それでは府県からの移住世帯に共通するものはなにか。

まず、「……只契約ニ依リテ其業ニ従事スル」という「契約」を地主・小作相互に守らせ履行させるための非契約的諸条件が重要である。それらのなかで肝要なものはなにか、である。それは農家世帯の世帯主（戸主）をはじめとする構成員のほとんどが日本人＝臣民（国民）であり、それゆえ国法の規制をうけ、法的にはどの世帯も「一戸前」であることなどである（米村、前掲、第6章）。そして、これらは農家相互が近隣互助の諸関係を結ぶことの前提（機縁）であった。この

ような意識を形成し強化するには行政や義務教育、とくに、尋常小学校の役割が大きかったようである。

次に、地主（農場主）→監督である。集落での「格」といってよいが、監督は集落定着の「先着順による」もっとも高い格に位置した。農場監督は、農場主（地主）にかわって、集落（農場）内外をむすぶ結節機関の役割を担っていた。ここで、注意すべきことは、農場監督はどこまでも農場主の代理人に過ぎない存在であったことである。農場監督は、府県での地主・オヤカタ・本家の役割の一部しか行使できなかった。しかし、小作農は市街地の雑貨商（仕込商人）との取引を行う際に必須であった「信用」を何によったか。小作農は、農場に帰属してある程度の「信用」を背景とすることができた。小作農はこの背景によって仕込み商人に対抗することができたのである。なお、仕込み商人の多くが、小作農の主な取引相手である雑貨商であると同時に農産商でもあったから、小作農の生産だけでなく、その生計にも深い関わりをもっていたことに留意しておく。

第三に、国衆（くにしゅう）がある。出身地を同一町村や同一県とすることは、移住者（世帯）がある程度の文化を共有することであった。それだけでもコトバが通じやすい。それも互助関係を結ぶ有力な機縁になった。とくに、国衆の中に算筆がゆたかな有能で有力な農家世帯があれば、それを中核として互助組織ができた。彼らの間に寄講（報恩講）や御大師講、さらには地神講が結ばれることもあった。ランプ生活のための石油の共同購入の組もできた。

第四に、集落である。集落こそ、各世帯が相互承認を行う重要な場であり、団体であった。集落は、昭和戦前期には行政区＝部落＝農事実行組合に編成されていた。これは、個別農家が行政からの融資や補助を受ける際の連帯保証の組織であった。集落および集落連合は、小学校の通学区であり、通学区の全世帯が、児童・生徒の有無にかかわらず、保護者会（今日のPTA）会員であることも稀ではなかった。小学校の主要な年中行事は集落の年中行事であり、行事の場は各世帯が臣民（国民）であることを喚起すると同時に相互の序列を承認する場でもあった。

概括すれば以上の通りであるが、それぞれは、各世帯の生活組織を支援する互助関係や組織を結ぶ契機となったが、それ以上ではなかった。すなわち、世帯が家を形成する過程で、それを支援するものであったが、それに、直接、事実上の

先祖を持たせる機能を果たすものではなかった。しかし、臣民（国民）であり、おなじ日本人であることと、近代国民社会の中枢機関である近代国家そのものが、継承財といえるほどのものをほとんど相続することなく、オヤから「イノチ」だけしか相続していない「細民」の構成する世帯であっても、それぞれが生活組織を編成し、集落（農村）の構成単位になることを可能にするための、重要要件であったのであるまいか。

近代前後から開発された北海道、台湾、樺太、朝鮮、南洋さらには旧満洲国などにおいて、国家がどれほどの諸施策を講じ、どれほどの国費を投じてきたかは、諸先学が取り上げ論じてきたところである。とくに、それらと欧米諸国の植民地経営との比較は、現在および今後の重要な主題になるであろう。そして、わが国のそれらにおける功罪については小論の到底およぶところではない。しかし、日本という国民社会と国家は、オヤから「イノチ」だけしか相続していない「細民」が、ほとんど本家をもつことができず、その庇護をうけることなしに世帯を営み生活し、その一部がまれには家を創設し先祖を祭祀するに至るための重要な要件であった、とみてよいのではあるまいか。

新しい家の創設には、その根拠になる既存の家が必須である。そしてこの根拠となる家を本家（主家）とし、この家に基づいて創設された家を分家（末家）とする。さらに、両家の間の家関係、すなわち本末の系譜関係を同族関係という、とされてきた（有賀、1949、1958、1962、1965など）。しかし、その有賀喜左衛門が、明治後期頃から小農の家からの分家が可能になり、本家の意味が変わった、という。いいかえれば、「本家は分家の初代家長が生まれて育った家」である事例が少なくなかった、のである。そして、このようにして成立した世帯であっても、法的には（民法や戸籍法において）家の創設＝分家とみなされたのである。

その内実はどうのようなものであったか。黒崎は、家の祭祀、とくに先祖の祭祀に注目した。そこで有賀喜左衛門のいう「現実の先祖」よりも森岡清美のいう「事実上の先祖」がより適切な概念であるとみる。さて、森岡の概念を通して観察すると、どうなるか。多くの集落は、「事実上の先祖」を祀る少数の家と、辛うじてホトケを祀ることはできる多くの世帯とから構成されていることになる。そして、森岡の概念や他の諸先学の報告を検討すれば、世帯から家への成長、さらに家の確立・維持に至るのは容易なことではないことが、誰の眼にも明らかに

なるであろう。

その世帯が近隣にさまざまな互助関係を結ぶのであるが、諸関係のどれを取り上げても、近代以前の本家との諸関係のようにタヨリになるものではない。例えば、オヤカタを取りあげてみても、近代以降はそれが数種類以上もあって、どれもが容易に主家あるいは本家を創出しうる状況ではなかった。さらに、周知のように敗戦前後までは、今日のような福祉が整備されている状況ではなかった。そこでも、イノチだけしか相続していない人々も生活しなければならなかった。そのために、人々が世帯を結び、生活組織を編成する。これを可能にする諸条件はどのようなものであったか。本稿はそれのいくつかの解明を試みたのである。

あとがき

竹内利美は、「・・・一般国民の間には、なお村祭り、農耕儀礼、祖霊祭祀などに根ざす伝統的年中行事のほうが生活に密着した存在であったから、国家的要請による祝祭日は実質的には国民生活には浸透しなかったといってよい」という（竹内、2002）。今日、敗戦以前の祝祭日が、全国民の統合という聖なる機能を弱めて、単なる法定休日に等しいものになったかどうか。敗戦以前の祝祭日が国民の伝統的年中行事にまったく関わりのないものであったか、どうか。さらに、祝祭日が占領下のGHQの諸政策とそれらの今日にいたるまで及ぼしている影響といかに関わってきたのか、など。いずれも今後の相当な課題であろうが、それぞれは小論の及ぶところではない。

本稿は黒崎のいくつかの論稿（主に、黒崎、2000、2002、2003、2005、2006など）に続くものである。四国学院大学文化学会の『四国学院 論集』は、黒崎が四国学院大学を契約満了・退職した後であるにもかかわらず、このほとんどを掲載してくださった。深く感謝したい。

参考文献

有賀喜左衛門、1949、『日本の家』、1969A、『有賀喜左衛門著作集 VII』

有賀喜左衛門、1958、日本における先祖の観念、1969B『有賀喜左衛門著作集 VII』

- 有賀喜左衛門、1962、同族団とその変化、1971A、『有賀喜左衛門著作集 X』
- 有賀喜左衛門、1965、『家の歴史』、1971B、『有賀喜左衛門著作集 XI』
- 福島正夫、利谷信義、1959、明治前期における戸籍制度の発展、『「家」制度の研究』資料編一、所収、佐々木潤之介編、2002、『日本家族史論集3 家族と国家』所収
- 布施鉄治、2000、『布施鉄治著作集 調査と社会理論 (上巻) 実証研究』
- 伊賀光屋、1982、戦間期の都市における労働者家族、「家族史研究」編集委員会『家族史研究』第5集、永原和子編、2002、『日本家族史論集5 家族の諸相』所収
- 加用信文監修 農林統計研究会編、1983、『都道府県 農業基礎統計』
- 黒須里美、落合恵美子、2002、人口学的制約と養子、速水融編著『近代移行期の家族と歴史』所収
- 黒崎八洲次良、1968、明治後期～大正期における北海道農業村落成立の前提についての若干の考察、『社会学評論』74号
- 黒崎八洲次良、1973、『近代農業村落の成立と展開』
- 黒崎八洲次良、1988、家と同族理論、柿崎京一・黒崎八洲次良・間 宏編『有賀喜左衛門研究』所収
- 黒崎八洲次良、1991、『現代に生きる御先祖様』
- 黒崎八洲次良、1997、集落社会の類型について、日本村落社会研究学会『村落社会研究』6』
- 黒崎八洲次良、2000、家と世帯について、四国学院大学『四国学院大学創立五十周年記念論文集』
- 黒崎八洲次良、2002、観念の家、現実の家および世帯について、『四国学院 論集 109』
- 黒崎八洲次良、2003、続・観念の家、現実の家および世帯について、『四国学院 論集 111・112』
- 黒崎八洲次良、2005、観念の家、現実の家および世帯について (その3)、『四国学院 論集 116』
- 黒崎八洲次良、2006、近代における世帯創設の条件について、北海道教育大学函館人文学会『人文論究 第75号』
- 森岡清美、1984、『社会科学叢書 家の変貌と先祖の祭』
- 森岡清美、1993、『現代家族変動論』
- 森岡清美、2002、『華族社会の「家」戦略』

中村吉治編、1956、『村落構造の史的分析』

中村吉治編、1965、『社会史Ⅱ』

中村吉治、1977、『日本の村落共同体』

中野 卓、1958 B、世帯と家族、中野 卓、松島静雄『日本社会要論』所収

中野 卓、北原龍二、2004、『社会学』（系統看護学講座 基礎5）

岡本次郎、今井利信、1962、北海道僻地農村における通婚圏、北海道学芸大学『僻地教育研究9-1』

落合恵美子、2004、歴史人口学から見た家・村・ライフコース、日本村落社会学会編『【年報】村落社会研究—39』所収

斉藤 修、2002、比較史上における日本の直系家族世帯、速水融編著『近代移行期の家族と歴史』所収

斉藤 仁、1957、『旧北海道拓殖銀行論』、これは1999年に複刊された

鈴木栄太郎、1940、『日本農村社会学原理』、1968、『鈴木栄太郎著作集 I、II 日本農村社会学原理 上 下』

鈴木栄太郎、1969、『鈴木栄太郎著作集 VI 都市社会学原理』

総務省統計局統計センター、2000、統計表で用いられる用語、分類の解説 2

竹内利美、2002、祝祭日、小学館、『スーパー・ニッポニカ2002』所収

戸田貞三、1937、『家族構成』、1982、『家族構成 叢書 名著の復興12』

利谷信義、1971、明治民法における「家」と相続、『社会科学研究』23巻1号、永原和子、義江明子編、2003、『日本家族史論集9 相続と家産』所収

東洋経済新報社、1980、『昭和国勢総覧 上巻、下巻』

安田三郎・原 純輔、1982、『〔第3版〕社会調査ハンドブック』

米村千代、1999、『「家」の存続戦略—歴史社会学的考察—』